

○奈良市地域子育て支援拠点事業実施要綱

平成26年3月31日告示第201号

改正

令和2年3月31日告示第165号

令和5年3月24日告示第120号

奈良市地域子育て支援拠点事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大等に対応するため、地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点を設置し、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第6項に規定する地域子育て支援拠点事業（以下「事業」という。）を実施することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援することを目的とする。

(利用対象者)

第2条 事業を利用することができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 市内に住所を有する乳幼児（おおむね3歳未満の者をいう。以下同じ。）及びその保護者（以下「子育て親子」という。）
- (2) 市内に住所を有する子育てに关心がある者
- (3) その他市長が必要と認める者

(実施主体)

第3条 事業の実施主体は市とし、その運営の全部又は一部を適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人、特定非営利活動法人その他の法人（以下「社会福祉法人等」という。）に委託して実施することができるものとする。

(実施方法)

第4条 事業の実施方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 一般型

ア 事業内容

常設の地域子育て支援拠点（以下「拠点施設」という。）を開設し、子育て親子を対象として次に掲げる事業（以下「基本事業」という。）を全て実施するものとする。

- (ア) 子育て親子の交流の場の提供及び交流の促進

- (イ) 子育て等に関する相談及び援助の実施
- (ウ) 地域の子育て関連情報の提供
- (エ) 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施（月1回以上）

イ 実施場所

事業は、次のいずれにも該当する場所で実施するものとする。

- (ア) 公共施設、空き店舗、公民館、保育所等の児童福祉施設、小児科医院等の医療施設等の子育て親子が集う場として適した場所であること。
- (イ) 複数の場所で実施するものではなく、拠点となる場所を定めて実施すること。
- (ウ) おおむね10組の子育て親子が一度に利用しても差し支えない程度以上の広さを有する場所であること。

ウ 実施方法

- (ア) 実施時間及び実施日
 - a 事業は、原則として週3日以上、かつ、1日5時間以上（力及びキに規定する利用者支援又は地域支援を実施する場合にあっては、原則として週5日以上、かつ、1日5時間以上）実施するものとする。
 - b 次に掲げる日は、事業を実施しない。
 - (a) 日曜日
 - (b) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）
 - (c) その前日及び翌日が休日である日（日曜日に当たる日を除く。）
 - (d) 12月29日から翌年1月3日まで（前（c）に掲げる日を除く。）
 - c 前a及びbの規定にかかわらず、市長が必要と認めたときは、事業の実施時間及び実施日を変更することができるものとする。

(イ) 職員の配置

- a 市又は社会福祉法人等は、子育て親子の支援に関して意欲のある者であって、子育ての知識と経験を有する専任のもの（非常勤の者も可とする。）を2名以上（力に規定する利用者支援を実施する場合にあっては3名以上）配置するものとする。この場合において、専任の者のうち、少なくとも1名は常勤とすることが望ましい。
- b 市又は社会福祉法人等は、力に規定する利用者支援を実施する場合にあっては、専任の者のうち1名は、育児、保育に関する相談指導等についての相当の知識、経験を有す

る者であって、地域の子育て事情と社会資源に精通したものとし、利用者支援に関する取組に専念させるものとする。

(ウ) 設備

市又は社会福祉法人等は、実施場所においては、授乳コーナー、流し台、ベビーベッド、遊具その他子育て親子が利用しても差し支えないような設備を有するものとする。

エ 地域の子育て拠点として地域の子育て支援活動の展開を図るための取組

市又は社会福祉法人等は、子育て支援活動の展開を図ることを目的として、次の(ア)から(エ)までに掲げる取組のいずれかを実施するとともに、多様な子育て支援活動を通じて、関係機関や子育て支援活動を行っているグループ等とネットワーク化を図り、連携しながら、地域の子育て家庭に対し、よりきめ細かな支援の実施に努めるものとする。

(ア) 拠点施設の開設場所（近接施設を含む。）を活用した一時預かり事業（法第6条の3第7項に定める事業）又はこれに準じた事業の実施

(イ) 拠点施設の開設場所（近接施設を含む。）を活用した放課後児童健全育成事業（法第6条の3第2項に定める事業）又はこれに準じた事業の実施

(ウ) 拠点事業を拠点とした乳児家庭全戸訪問事業（法第6条の3第4項に定める事業）又は養育支援訪問事業（法第6条の3第5項に定める事業）の実施

(エ) その他拠点施設を拠点とした市独自の子育て支援事業（未就学児を持つ家庭への訪問活動等）の実施

オ 出張ひろば

市又は社会福祉法人等は、地域の実情や利用者のニーズを踏まえ、子育て親子が集う場を常設することが困難な地域にあっては、次の(ア)から(ウ)までに掲げる実施方法により、公共施設等を活用した出張ひろばの実施に努めるものとする。

(ア) 開設日数は週1日又は2日とし、開設時間は1日5時間以上とすること。

(イ) 一般型に従事する職員が、必ず1名以上、出張ひろばの職員を兼務すること。

(ウ) 実施場所は、地域の実情に応じて、開設後に変更することも差し支えないが、その場合には、子育て親子のニーズ、利便性等に十分配慮すること。

カ 利用者支援

市又は社会福祉法人等は、一人一人の子どもが健やかに成長することができる地域社会の実現に寄与するため、子ども及びその保護者等、又は妊娠している方がその選択に基づき、教育、保育、保健その他の子育て支援を円滑に利用できるよう、次に掲げる取組の実施に努

めるものとする。

(ア) 利用者の個別需要を把握し、当該需要に基づき情報の集約、提供、相談、利用支援等を行うことにより、教育、保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるようにするための取組

(イ) 教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を提供している関係機関との連絡、調整、連携及び協働の体制づくりを行うとともに、地域の子育て資源の育成、地域課題の発見及び共有、地域で必要な社会資源の開発等に努める取組

(ウ) 利用者支援事業（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条第1号に規定する事業をいう。以下同じ。）の実施に当たり、教育、保育施設や地域の子育て支援事業等に関する情報について、リーフレットその他の広告媒体を活用し、積極的な広報及び啓発活動を実施し、広く利用対象者に周知を図る取組

(エ) その他利用者支援事業を円滑にするために必要な取組

キ 地域支援

市又は社会福祉法人等は、地域全体で子どもの育ち及び親の育ちを支援するため、地域の実情に応じて地域に開かれた運営を行い、関係機関や子育て支援活動を実施する団体等と連携の構築を図るための次に掲げる取組を積極的に実施するものとする。

(ア) 高齢者、地域学生等地域の多様な世代との連携を継続的に実施する取組

(イ) 地域の団体と協働して伝統文化や習慣及び行事を実施し、子育て親子の育ちを継続的に支援する取組

(ウ) 地域ボランティアの育成、町内会、子育てサークルとの協働による地域団体の活性化等地域の子育て資源の発掘及び育成を継続的に行う取組

(エ) 本事業を利用したくても利用できない家庭に対して訪問支援等を行うことで地域とのつながりを継続的に持たせる取組

(2) 連携型

ア 事業内容

効率的かつ効果的に地域の子育て支援のニーズに対応できるよう、児童福祉施設又は児童福祉事業を実施する施設（以下「連携施設」という。）において基本事業を実施するものとする。

イ 実施場所

事業は、次のいずれにも該当する場所で実施するものとする。

(ア) 児童館又は児童センターにおける既設の遊戯室、相談室等であって、子育て親子が交流し、集う場として適した場所であること。

(イ) おおむね10組の子育て親子が一度に利用しても差し支えない程度以上の広さを有する場所であること。

ウ 実施方法

(ア) 実施時間及び実施日

a 事業は、原則として週3日以上、かつ、1日3時間以上実施するものとする。

b 次に掲げる日は、事業を実施しない。

(a) 日曜日

(b) 休日

(c) その前日及び翌日が休日である日（日曜日に当たる日を除く。）

(d) 12月29日から翌年1月3日まで（前（c）に掲げる日を除く。）

c 前a及びbの規定にかかわらず、市長が必要と認めたときは、事業の実施時間及び実施日を変更することができるものとする。

(イ) 職員の配置

a 市又は社会福祉法人等は、子育て親子の支援に関して意欲のある者であって、子育ての知識と経験を有する専任のもの（非常勤の者も可とする。）を1名以上配置するものとするとともに連携施設のバックアップを受けることができる体制を整えるものとする。

b 市又は社会福祉法人等は、力に規定する利用者支援を実施する場合にあっては、専任の者のうち1名は、育児、保育に関する相談指導等についての相当の知識、経験を有する者であって、地域の子育て事情と社会資源に精通したものとし、利用者支援に関する取組に専念させるものとする。

（ウ） 設備

市又は社会福祉法人等は、実施場所においては、授乳コーナー、流し台、ベビーベッド、遊具その他子育て親子が利用しても差し支えないような設備を有するものとする。

エ 地域の子育て力を高める取組

市又は社会福祉法人等は、基本事業を実施するほか、地域の子育て力を高めることを目的として、中学生、高校生、大学生等ボランティアの日常的な受入れ及び養成を行う取組の実施に努めるものとする。

(守秘義務)

第5条 事業に従事する者（学生等ボランティアを含む。）は、子育て親子への対応に十分配慮するとともに、その業務を行うに当たって知り得た個人情報について、業務遂行以外に用いてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（研修）

第6条 市又は社会福祉法人等は、事業に従事する者の各種研修会、セミナー等への積極的な参加に努め、事業に従事する者の資質、技能等の向上を図らなければならない。この場合において、特に利用者支援及び地域支援を実施する施設に従事する者については、各種研修会、セミナー等へ積極的に参加させ、新制度に関する情報集約や関係者との意見交換等を通じて資質等を向上させなければならない。

（連携）

第7条 拠点施設は、他の拠点施設及び地域の子育て支援団体と互いに連携及び協力し、情報の交換又は共有を行うよう努めるとともに、保育所、福祉事務所、児童相談所、保健所、児童委員、医療機関等と連携を密にし、効果的かつ積極的に事業を実施するよう努めるものとする。

（費用）

第8条 市又は社会福祉法人等は、事業を実施するために必要な経費の一部を保護者から徴収できるものとする。

（補則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成26年4月1日から施行する。

（奈良市つどいの広場事業実施要綱及び奈良市地域子育て支援センター事業実施要綱の廃止）

2 次に掲げる要綱は、廃止する。

（1） 奈良市つどいの広場事業実施要綱（平成19年奈良市告示第90号）

（2） 奈良市地域子育て支援センター事業実施要綱（平成20年奈良市告示第300号）

附 則（令和2年3月31日告示第165号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月24日告示第120号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。